

福山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

福山市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、福山市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 対象

本計画は、福山市教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(3) 本市の現状

本市では、2018年(平成30年)8月に策定した「学校における働き方改革取組方針」に基づいて働き方改革を推進し、2023年(令和5年)4月には、所管に属する学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「教職員の在校等時間の記録実施要領」を改訂し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組の結果、2024年度(令和6年度)の本市における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、全校で16.4%となっており、集計を始めた2018年度(平成30年度)と比較し、-26.1ポイントと大きく減少している。

一方で、月80時間超の教育職員が全体で1.4%おり、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もある。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 超過勤務の縮減

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を年360時間以内及び月45時間以内。

〈2024年度(令和6年度) 年 360 時間以内 51.4%, 月 45 時間以内 76.2%〉

1ヵ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下。

〈2024年度(令和6年度) 約 32 時間〉

(2) 仕事へのやりがいの向上

「仕事にやりがいを感じている」教育職員の割合が基準値以上。

〈2025年度(令和7年度)92.6%〉

3. 計画の期間

2026 年度(令和8年度) ～ 2029年度(令和 11 年度)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・給食費の公会計化に伴い、各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・公営民営プール活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。
- ・予約システム及びスマートロックシステムを活用することにより、施設貸し出しなどの管理業務の負担を軽減する。

◇部活動

- ・ 原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する校務補助員等を学校の実態を踏まえ、効果的に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 学校や関係機関など、どこにもつながっていない児童生徒に対して、教育委員会に設置する不登校支援チームが直接対応しながら、学校へ必要な助言・支援を行う。
- ・ 日本語指導の必要な外国人児童生徒等の、学校生活を支援するため、入学・編入学事に日本語初期指導教室において、語学指導を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話機の更新時等を捉え、録音機能を計画的に設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・ 定時退校日を週1回設定し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日を設定する。

5. 今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、福山市教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システム等で把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

附則

- (1) 本計画は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。
- (2) 本計画の施行に伴い、「学校における働き方改革取組方針」は廃止する。